

令和6年度第1回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会会議 会議録

- 1 開催日時 令和6年6月14日(金)午後1時55分から午後2時25分まで
- 2 開催場所 鹿沼市役所行政棟2階第二委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
杉原 弘修(会長)、吉野 徹(副会長)、柏木 敬子、坂井 忍、鈴木 節也
 - (2) 事務局
秋澤総合政策部長、総合政策課/佐藤課長、川田総務係長、石村主任主事、野口主事
- 4 議事
 - (1) 会長及び副会長の選任について
審査会条例第5条第1項の規定に基づき、委員の互選によって、委員長を杉原氏、副委員長を吉野氏とすることに決定した。
 - (2) 令和5年度鹿沼市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について
 - ア 事務局の説明
 - (7) 情報公開請求について
 - a 令和5年度の請求件数は41件であり、前年度の39件から2件増加した。
 - b 実施機関別の請求件数は、市長に対する情報公開請求が34件で最も多く、全体の83%を占めている。次いで、消防長及び議会が2件、などとなっている。
 - c 市長に対する情報公開請求の所管部別の請求件数を見ると、様々な部署に請求されていることがわかる。
 - d 請求者の区分別の請求件数は、市内に住所を有する者からの請求件数が16件などとなっている一方、請求権を有しない者からの請求が19件となっている。なお、請求権を有しない者とは、主に市外・県外の個人又は法人であり、この数値から、本市の行政活動とは直接関係を有しない者からも行政情報に対する一定のニーズがあることを伺うことができる。
 - e 請求の内容は、市が実施する事業の内容を確認するための請求が最も多く、全体の22%を占めている。次いで、議会関係が17%、契約関係が12%などとなっている。
 - f 請求者の請求目的は、請求者へのヒアリングや請求内容から推察すると、行政情報を企業活動等に利用しようという趣旨のものが44%、行政運営が適正に行われているかどうかをチェックしようという趣旨のものが17%、などとなっている。
 - g 昨年度の請求事例の紹介について
 - (a) 1つ目の事例は、令和5年5月18日にあった請求で、その請求の内容は、「過去10年間の住民監査請求の内容及び件数に係る資料」であった。
 - (b) 過去10年間において、市には、1件の住民監査請求(平成30年度)が

あった。

- (c) 当該監査請求については、監査委員が内容を審査し、監査結果を市のホームページで公表していた。
- (d) 公表に当たっては、監査請求をした者の希望により、氏名等が記載されている状態の資料を使用していた。
- (e) しかし、情報公開請求をされた当時においては、当該監査結果は、ホームページでの公表期間が過ぎていた。
- (f) そのため、氏名等については、監査請求をした者の個人情報であるため、非公開とした。
- (g) 2つ目の事例は、令和5年9月1日にあった請求で、その請求内容は、「下野新聞の購入部数の部局ごとの内訳がわかる資料」であった。
- (h) 市では、各部局において新聞を購入しているが、購入部数をまとめた資料は存在していないため、非公開とした。
- (i) しかし、購入部数については、各部局に照会することで容易に確認できたため、その内容を請求者に伝えることで、請求者のニーズを満たすことができた。
- h 決定内容別の決定件数は、請求のあった情報の全てを公開する決定が19件で全体の46%、次いで一部を非公開とする部分公開が11件で27%、全てを非公開とする決定が8件で20%などとなっている。
- i 部分公開を含めた非公開理由の内訳について、個人情報が9件で最も多く、次いで請求された情報が存在しない該当情報不存在が8件、などとなっている。
- j 令和5年度は、請求者からの審査請求はなかった。

(4) 個人情報開示等請求について

- a 令和5年度の請求件数は、10件であった。
- b 実施機関別の個人情報開示等の請求件数としては、市長に対してのものが7件、議会に対してのものが2件、消防長に対してのものが1件であった。なお、市長に対する請求の内訳は、市民部が2件、保健福祉部が5件であった。
- c 保健福祉部への請求が多い理由としては、介護保険に関する請求が多く見受けられ、これは、保険金等の請求等に当たり、介護認定に関する情報を必要とするケースが多いからである。
- d 情報公開請求と同様に、令和5年度は、請求者からの審査請求はなかった。

(4) 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会について

令和5年度は、審査請求案件はなく、前年度の運用状況の報告をするため、令和5年11月15日に審査会の会議を開催した。

(4) 審議会会議の公開について

令和5年度は、65の審議会について、延べ257回の会議が開催され、傍聴人は10人であった。

イ 委員の質疑・意見等

質疑・意見等	事務局の回答
<p>・紹介された昨年度の事例（2つ目「新聞の購入部数」）については、情報がないため非公開としつつも、行政が柔軟な対応（調査し、請求者が求めるデータを提供したこと。）をしており、好意的に感じた。</p>	
<p>・「新聞の購入部数」の事例の対応は、市が判断したのか。それとも、本審査会として、何か助言をしたのか。</p>	<p>・本市が判断したものである。</p>

(3) その他（情報公開等における職員の氏名の公開について）

ア 事務局の説明

- (7) 本市でカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）に関するアンケートを実施したところ、約6割の職員がカスハラ被害を受けていたことが分かった。
- (イ) 現在、職員を守るための対策として、名札の表示変更や電話録音対応などの検討を始めたところである。
- (ロ) また、昨年度から地方公共団体にも施行となった「個人情報の保護に関する法律」では、開示請求を受けた情報の中に職員の情報があつた場合は、職員の「職」のみを開示することとし、「氏名」は「職員の個人情報」であるとして、非公開とすることを規定している。
- (エ) 本市では、情報公開条例において、情報の公開に当たっては、職員の「職」と「氏名」を公開することとしており、個人情報の開示請求の際にも、情報公開と同様、職員の「職」と「氏名」を開示している。
- (オ) 本市で検討を進めているカスハラ対策も踏まえ、今後、情報公開や個人情報の開示請求があつた際に、職員の「氏名」を非公開とすることについて、検討していく。